

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年7月13日(月)13時00分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 三浦本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他13名

5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料2について)

- ・材料規格に基づく許容荷重以下となる液量 5.5m³ を管理目標値とし、送液誤差や配管からの戻り液量を考慮した10%の誤差を見込み 6.0m³ と管理値として設定することだが、管理値の 5.5 m³ を基本として、送液誤差や配管からの戻り液量による誤差を考慮した運用とすべきではないか。

(資料3について)

- ・有効性評価の前提となる蒸発乾固の事象進展の説明が不十分。
- ・前回面談時のコメントの繰り返しになるが、日本原燃株式会社再処理事業所と比較して、どこを参考とし、どこが東海再処理特有であるのかを示すこと。
- ・現状の説明内容では、事故対処の有効性評価の妥当性について、具体的に確認できる申請内容には至っていないことから、7月に廃止措置計画変更認可を申請するとしている内容において記載する範囲を示した上で、今後実施すべき検討や訓練内容について明確にすること。

(資料4について)

- ・火災防護審査基準や内部火災影響評価ガイドに沿って評価を実施し、その上で廃止措置中の東海再処理施設の事情を鑑みて講ずべき対策を検討すべきと考えるが、そもそも今回示された内容が、防護すべき対象機器の選定方法や火災区域の設定方法など審査基準等に沿って検討した内容になっているか資料から具体的に読み取ることができない。当該基準等との整合性の観点から記載を見直すこと。

(資料5について)

- ・ 溢水の影響を受けないとして溢水防護対象から除外している施設については、影響を受けないとしている理由についてより詳細に説明すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1 : 7/16 会合資料構成案について

資料2 : TVF 受入槽等の液量管理について (7/16 会合資料 1-1)

資料3 : HAW 及び TVF における事故対処の方法、設備及びその有効性評価について (7/16 会合資料 2-5)

資料4 : 再処理施設の火災に対する防護について (7/16 会合資料 2-7)

資料5 : 再処理施設の溢水に対する防護について (7/16 会合資料 2-8)

資料6 : 再処理施設の制御室の安全対策について (7/16 会合資料 2-9)

資料7 : 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書 (7/16 会合資料 2-1 修正案)